

「むつ市議会基本条例」第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直し

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A~d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
1	<p>(目的) 第1条</p> <p>この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、自律的、主体的な議会活動を行うことにより、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	B	<p>議会報告会及び市民との意見交換会の継続的な開催、議会だよりのリニューアルなど、広報広聴活動の強化に取り組みつつ、目まぐるしく変化する社会環境下において、市民の声を聴き、市民福祉の向上、市政の発展に努めてきたものと考えている。</p> <p>今後も市民の負託に応えるため、議会活動及び議員活動に真摯に取り組んで行かなければならない。</p>
2	<p>(議員の活動原則) 第2条第1項 第1号～7号</p> <p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議員間の自由な討議により合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 一部の団体や地域の課題にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(3) 調査研究活動と自己研鑽を通じて議員としての資質の向上に努めること。</p> <p>(4) 市民の意見把握と市政への反映に努めること。</p> <p>(5) 議会活動について市民に説明責任を果たすこと。</p> <p>(6) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努めること。</p> <p>(7) 会議の招集があるときは他の用務等に優先させて出席すること。</p>	C	<p>本条に基づき議員活動が行われているものと理解しているが、やや認識が不足している部分もあると考える。</p> <p>それぞれの事項の達成のため、議会及び議員の活動や課題等について機会を捉え、議論や調査研究を進めることが必要である。</p> <p>議員個人が自己研鑽の上で、引き続き課題として取り組んでいかなければならない。</p>
3	<p>(会派) 第3条</p> <p>議会の会派は、政策立案、政策提言等の政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>	A	<p>適正に活動していると思われる。</p> <p>今後は、会派からの積極的な政策提言が求められる。</p>
4	<p>(議会運営の原則) 第4条第1項 第1号</p> <p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。</p>	B	<p>休日議会の開催を試みるなど、市民の傍聴意欲の向上に努め、本条例制定以後の傍聴者数は増加している。</p> <p>今後も、市民の傍聴意欲が高まるような議会運営を目指していかなければならない。</p>
5	<p>第4条第1項 第2号</p> <p>(2) 議会本来の機能が発揮できるよう円滑、効率的な議会運営を図ること。</p>	A	<p>円滑、効率的な議会運営が行われていると思われる。</p>
6	<p>第4条第1項 第3号</p> <p>(3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p>	A	<p>行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表、市民との意見交換会における意見や対応のホームページへの掲載等、開かれた議会に向けた取り組みが進められているものと考えている。</p>

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
7	第4条第1項 第4号 (4) 市民本位の立場から市長等の市政運営を監視し、評価すること。	B	議会報告会及び市民との意見交換会の開催により、市民の思いや立場について理解の向上が図られているものと思われる。 市民の意見を市政運営の監視や評価に結びつける方策が課題と考える。
8	第4条第1項 第5号 (5) 市民を代表する議決機関であることを自覚すること。	A	議決機関であるとの自覚はできていると考える。
9	(議長及び副議長の選出) 第5条 議会は、議長及び副議長の選出方法の透明化を図るため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。	A	「むつ市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明会の実施に関する規程」を制定し、所信を表明する機会を確保するとともに、当該選挙において制度をしっかりと活用している。
10	(委員会の活動原則) 第6条第1項 委員会は、専門性とその特性を発揮するとともに、地方自治法に定める制度の活用等による議案等の審査の充実及び政策提案を積極的に行うものとする。	C	閉会中における委員会活動など、議案等の審査を充実させるため、より一層の積極的な取り組みが必要である。
11	第6条第2項 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。	C	参考人制度及び公聴会制度を活用した事例がなく検証はできない。今後、当該制度の有効活用による審査の充実が図られるよう努力する必要がある。
12	第6条第3項 委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに調査の充実に努めるものとする。	C	委員会での違いはあるものの、閉会中の所管事務調査を実施し、委員会活動の充実に努めたところであり、さらに充実した議論を行うため、閉会中の所管事務調査の積極的な活用が求められている。
13	(市長等との関係) 第7条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができるものとする。	B	当市議会では平成15年から一問一答方式を導入し、定着したことにより、制度の運用はおおむね良好に行われていると思われる。引き続き、一般質問における対応力の向上など、自己研鑽に努めることが望まれる。
14	第7条第2項 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容、背景及び根拠の確認のための反問をすることができるものとする。	B	市長に反問権を認めているが、反問権が行使されていない現状から、概ね適正に議論が行われているものとする。
15	第7条第3項 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	A	論点、争点を明確にして議論が行われていると考える。

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
16	<p>(議会の機能強化) 第8条第1項～第3項</p> <p>1 議会は、議員間における自由な討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに予算審議、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 3 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</p>	C	同条項が議会の機能強化に繋がることは理解しているものの、実践できていない現状にある。
17	<p>(議決事項の拡大) 第9条</p> <p>法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。</p>	C	執行機関において、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定など、重要な計画等を議決事項に加えていることもあり、議決事項の拡大の必要性は認識しているものの、調査研究が進んでいない現状にある。
18	<p>(市民と議会の関係) 第10条第1項・第2項</p> <p>1 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。</p>	A	議会だよりやホームページを活用した情報公開をはじめ、会議の原則公開など、開かれた議会を目指した取り組みが行われていると考える。 一方で、会議により傍聴がない場合も多く、今後も引き続き情報公開を徹底するなど、議会に足を運んでいただけるよう魅力の向上に努める必要がある。
19	<p>第10条第3項</p> <p>議会は、議会活動を広く周知するため、コミュニティFM放送、ホームページ等様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p>	B	行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表、議会だよりのリニューアル及び広報広聴委員の編集範囲の拡充、議会公式フェイスブックの開設及び運用など、広報活動の強化、安定化が進んでいるものと考えられる。 今後は、議会活動の周知のため、引き続き議会広報の充実に努めなければならない。
20	<p>第10条第4項</p> <p>議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>	d	提案者の意見を聴く機会を設けると定めているものの、実施された事例がないことから検証の評価には該当しない。今後は意見聴取の機会確保に努める必要がある。
21	<p>第10条第5項</p> <p>議会は、市民の意見を議会活動に反映できるよう、年1回以上議会報告会及び意見交換会を開催するものとする。</p>	A	平成26年度以降、毎年、議会報告会を開催しており、この事項については達成できたと思われる。 今後は年2回以上の開催やより効果的な報告会の開催等を目指していくべきである。

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
22	(広報広聴委員会) 第11条 第1項・第2項	A	平成25年9月に広報広聴委員会を設置し、以降、議会だよりの編集や議会報告会及び市民との意見交換会の運営に中心的役割を果たすなど、積極的な活動を行っており、この事項は十分達成されたと考える。
23	(議案に対する賛否の公表) 第12条	A	議案に対する議員の賛否については、平成25年12月の第218回定例会からホームページで公表を開始するとともに、平成27年3月の第223回定例会から議会だよりに掲載しており、十分達成できたと思われる。
24	(議会改革の推進) 第13条	A	広報広聴委員会を中心に改革に取り組んできたが、引き続き課題を捉え、積極的に取り組んでいきたいと考えている。 今後は現在協議を進めている、議会の各種会議等で活用できるタブレット端末機及びペーパーレス会議システムを実用化し、資料の効率的活用、経費の節減等に取り組んでいくこととしている。
25	(議員の政治倫理) 第14条 第1項・第2項	B	総じて、議員としての倫理義務は遵守されているものと考えており、今後も引き続き、政治倫理の遵守、向上に努めるべきである。
26	(議会事務局の体制整備) 第15条	d	議員からの政策立案や政策提言等の事例がないことから検証の評価に該当しない。 なお、当該事例はないものの、調査部門の充実や法務機能の充実、強化は必要と考える。
27	(議会図書室) 第16条	C	市の厳しい財政状況から、議員の調査、研究に資する図書の確保が進まず、議会図書の積極的な活用が制限されている。 今後は、現在協議を進めているタブレット端末機等を導入し、調査研究の環境整備、充実に取り組むこととしている。

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
28	<p>(最高規範性) 第17条 第1項・第2項</p> <p>1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定することができない。 2 議会は、議員に対して、この条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。</p>	B	<p>当該条例が議会における最高規範であるとの趣旨については、全議員が理解しているものとする。</p> <p>一方で、研修については日程調整の問題等もあり、研修を行うことができなかったことから、次回の改選期においては研修の確実な実施に努める必要がある。</p>
29	<p>(見直し手続) 第18条</p> <p>1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。</p>	B	<p>議会基本条例制定後、2度目の検証及び見直しになり、個別事項においては課題を残しつつも、総体的にはおおむね及第点と判断できるものと考えている。</p> <p>今後においては、課題となっている事項について所用の措置を講じつつ、検証を続けていく必要があると考えている。</p>

【今後の取り組むべき重点課題】

- 委員会の活性化及び審査能力の向上を目指し、閉会中の所管事務調査や参考人制度等を活用した専門的な識見等の討議への反映など、各種制度を積極的に活用し、委員会活動の充実、強化に取り組むこと。
- 議会の機能強化を目指し、政策立案や政策提言等に資する議員間の自由討議を積極的に行うこと。